

# なごやの学童保育

市連協ニュース No.6

2016年度・9月6日発行  
 名古屋市学童保育連絡協議会  
 TEL (052) - 872 - 1972  
 FAX (052) - 308 - 3324  
 E-Mail: info@gakudou-nagoya.org

HP <http://gakudou-shirenkyou.nagoya/>

Facebook <https://www.facebook.com/NagoyaNoGakudouHoiku>

## 横浜市の実態を学ぶ

### 土地代・家賃補助で学習会

名古屋市学童保育連絡協議会（市連協）は8月23日、2016年度情勢学習会を開き、名古屋市とは異なる土地代・家賃への補助制度について、横浜市の事例を学びました。横浜市は名古屋市と同じ政令指定都市であり、他の学童保育施策は比較的似ています。横浜市より横浜市学童保育連絡協議会の事務局次長を講師に招き、62人が参加しました。

名古屋市の「プレハブ施策」は、保護者による土地探しが限界に来ています。今回の学習会は、これからのように行政への働きかけを進めていくのがよいのかを検討していくのが狙いです。講演内容は次の通りです。

### ●進む一体化事業

横浜市では学童保育所の大規模化が進んでおり、半数以上の学童保育所で、「支援の単位」が2つある。名古屋と同じく民設民営で、8割が地域の運営委員会方式となっている。また横浜市の施策として、(学童保育所と全児童対象の放課後子ども教室を一体化した)「放課後キッズクラブ」(名古屋市でのトワイライトルームに相当)を全校展開しつつある。

このように学童保育施策としては名古屋市と横浜市は似ている。2005年までの委託の時代、施設は保護者が全て用意していた。2006年に施設費補助へ移行し、それ以降は変遷はあるが、施設を保護者が探す・準備することで、横浜市は土地代・家賃を補助するという施策をとっている。

### ●運営委員長が連帯保証

横浜市では「子ども・子育て支援新制度」の施設基準を満たすために、施設費補助を活用した分割・移転を促しているが、うまく進んでいない。特に横浜市は土地代・家賃に地域格差があり、一律の補助制度では足りず、保育料に上乗せをしなくてはならない学童保育所も多くある。さらに、施設費補助を受けるためには、賃貸契約を運営委員長の個人契約として交わす必

要があるため、保護者会会長が連帯保証人になるなど、負担が大きく、なり手が少ない状況もある。

横浜市でも耐震基準を満たす建物でない補助制度を利用できない。建物に対する検査済み証が求められる。(市中には)検査済み証を取得していない建物が多く、保護者がせっかく見つけた物件が結局は借りられないという問題も多く発生している。

### ●保護者に丸投げのリスク

名古屋市の家賃補助は5万円(2/3補助)。一般的な場合で15万円の横浜市は、金額的に恵まれていると思われがち。しかし施設確保を保護者に丸投げにされるとリスクが大きい。施設を見つけるには2、3年ばかり、その間に保護者は入れ替わり、役員も交代する。引継ぎの必要もあり、金額には換算できない大きな負担があると考えられる。また、契約は保護者責任であることから、運営委員長や保護者会会長への負担が大きくなる。

補助される施設費については、地域により条件が違いすぎるため、上限設定ではなくケースバイケースで変動させることも必要だと思われる。さいたま市は、いくつかの段階に分けた条件設定を導入しており、これが全体の負担を軽減する方策になる可能性もある。そして、行政の責任の範疇をどれだけ大きく出来るかが大きな課題。保護者・議員・行政とみんなでやっていくなら施策として前進できると考えられる。補助金だけで凌げばいい…という施策をとったならば、種々のリスクが大きくなり、保護者が苦勞することになる。目先の現金に惑わされて後悔するので、しっかり将来的な施策を見据えて、地域で一緒にやっていくならば、色んな施策があるだろう。

今回の学習会は、名古屋市のプレハブ施策の良いところも再認識できる機会となりました。施設補助について、子ども・指導員・保護者にとって最良の施策となるよう、地域と一緒に行政に働きかけていくことで、制度を前進させていきましょう。

ホームページをリニューアルしました。